

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」

イラスト等利用ガイドライン



健康福祉局福祉保健課 令和3年4月作成
令和7年5月改定

1 はじめに

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」(以下、「ちふくちゃん」という。)は、横浜市地域福祉保健計画の取組内容を推進するためのマスコットキャラクターとして誕生しました。本ガイドラインはちふくちゃんのイラスト等(※)を皆様により使用していただくためのルールをまとめたものです。使用にあたって、本ガイドラインの内容を守って、ご利用ください。

※イラスト等とは「ちふくちゃんイラスト(市版)(別紙1)」(以下、「イラスト市版」という。),「ちふくちゃんイラスト(区版)(別紙2)」(以下、「イラスト区版」という。),「ちふくちゃん動画(15秒、30秒、40秒、60秒)(別紙3)」(以下、「動画」という。)をいう。

2 キャラクター設定(プロフィール) 「あなたのまちにも“ちふく”がいるよ」

ちふくちゃんは、誰もが安心して、自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくるため、まちの中を歩いて、人々を見守っています。

地域での支え合いなど、地域福祉保健計画の中で大切にすることを日常の行動に移したり、活動したりしている仲間が増えると、ちふくちゃんは嬉しくなり、にこっと笑って、ステッキを回します。そして、仲間になった証の白ずきんをかぶった人々が「よこはま」に広がっていきます。

ちふくちゃんには、地域福祉保健計画を広める18区に仲間たちがいます。各地域で地域福祉保健計画の活動が広がり、仲間が増えていくことがちふくちゃんの願いです。



ちふくちゃん



ちふくちゃんの仲間たち

3 ちふくちゃんの動画を放映したいとき

ちふくちゃんの動画は横浜市のwebサイト([地域福祉保健計画の概要～ちふくちゃんがお伝えします～](#))に掲載しています。イラストと同様に使用申請書・使用報告書が必要になる場合があります。

健康福祉局福祉保健課から直接、動画のデータをお渡しすることが可能ですので、必要な場合はご連絡ください。

4 ちふくちゃんのイラストを使いたいとき

(1) イラストの種類 別紙1 別紙2参照

※ 新しいデザインを作りたい場合は、作成前に、健康福祉局福祉保健課にご相談ください。

(2) 使用手続き（無償の場合）

「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等取扱要領」及び本ガイドラインをよく確認し、必要な手続きを行った上でご利用ください。

なお、以下の説明は、無償で使用する場合の手続きです。

有償販売で使いたい場合は、必ず「(3) 使用手続き（有償の場合）」を確認してください。

申請者が 所属する団体	動画、イラスト市版		イラスト区版	
	事前に使用申請書を提出	事後に使用報告書を提出（※1）	事前に使用申請書を提出	事後に使用報告書を提出（※1）
横浜市区局	不要	必要	不要	不要
横浜市社会福祉協議会				
各区社会福祉協議会				
地域ケアプラザ				
上記以外の団体	必要	必要	必要	必要
個人（※2）				

※1 使用状況がわかる完成見本等（添付できない場合、写真や印刷原稿等）を添付してください。

電子申請での報告です。事後1か月以内程度で報告書の提出をお願いします。

※2 個人が非営利目的で使用する場合（個人のブログ掲載など）

(3) 使用手続き（有償の場合）

有償でグッズ等を販売する場合は、「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等取扱要領」をご確認のうえ、申請ください。

申請者が 所属する団体	動画、イラスト市版		イラスト区版	
	事前に使用申請書を提出	事後に使用報告書を提出（※1）	事前に使用申請書を提出	事後に使用報告書を提出（※1）
横浜市区局	必要	必要	必要	必要
横浜市社会福祉協議会				
各区社会福祉協議会				
地域ケアプラザ				
上記以外の団体				

☆イラスト利用に関する注意☆

※1 使用状況がわかる完成見本等（添付できない場合、写真や印刷原稿等）を添付してください。

電子申請での報告です。事後1か月以内程度で報告書の提出をお願いします。

注意点はこのページ以降のイラストでご確認ください。

イラスト利用に関する注意.1



縦横の比率を変えてはいけません。



パーツの大きさや位置など
バランスを変えてはいけません。



反転してはいけません。
※墨の文字が読めなくなるので注意



キャラクターを変えるような修正、
表情を開発してはいけません。



色を変えてはいけません。

イラスト利用に関する注意.2



特定の商品、団体などにちふくちゃんが
推奨するような表現はしてはいけません。



※デザイン上必要な場合は
事前にご連絡ください。



Welcome!
YOKOHAMA

ちふくちゃんに文字を
重ねてはいけません。



キャラクターが見えにくい
背景色にご注意ください。



横浜市地域福祉
保健計画キャラクター
ちふくちゃん

可能な限り、デザインの近くに
「横浜市地域福祉保健計画キャラクター ちふくちゃん」
のキャプションを明示してください。

イラスト利用に関する注意 .3

※確認に時間がかかりますので、余裕を持ってご連絡ください。



既存デザインに新たなデザインを加えるなど変更したい場合は、事前にご相談ください。



モノクロにしたい場合はご相談ください。

(4) 留意事項

「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等取扱要領」の抜粋を掲載しています。ご確認ください。

(使用承認の申請)

- 第4条 「ちふくちゃん」のイラスト等の使用を希望する個人又は団体（以下、「申請者」という。）は、事前に横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等使用申請書（様式第1号）（以下「使用申請書」という。）を福祉保健課長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 申請者は、使用申請書の提出にあたって、使用状況がわかる使用見本等を添付するものとする。また、福祉保健課長は必要に応じて詳細資料の添付を求めることができる。
- 3 申請者は、イラスト等の使用後に、福祉保健課長に電子申請フォームを用いて使用報告をしなければならない。
- 4 申請者は、承認に係る物品等の完成品については、直ちに福祉保健課長へ提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真をもって代えることができる。

(使用方法)

第8条 イラスト等を使用する者は、次の使用方法を遵守するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反しないようにすること。
- (2) 本市の信用又は品位を害しないようにすること。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えないようにすること。
- (4) 「ちふくちゃん」のイメージを尊重すること。
- (5) 横浜市が行う事業または横浜市が支援する事業等の推進に支障が生じないようにすること。
- (6) 承認された内容により使用し、申請内容を無断で変更しないこと。
- (7) この要領に定めるもののほか、「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等利用ガイドライン」の内容を遵守すること。

（有償販売）

第 11 条 次の各号に掲げるときに限り、「ちふくちゃん」のデザインを使用した製品を有償で販売することができる。

- (1) 横浜市、横浜市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会又は地域ケアプラザが地域福祉保健に関する広報活動を目的として販売するとき
- (2) 市内に事業所等がある地域団体及び非営利活動法人等の非営利団体が、地福計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (3) 市内に事業所等がある障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体等が、当該事業所を利用する障害者が製作に関わった製品を、地福計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (4) その他福祉保健課長が特に認めたとき

（損失補償等の責任）

第 16 条 横浜市は、イラスト等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラスト等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等利用ガイドライン

担当：健康福祉局福祉保健課 地域福祉保健計画担当

電話：045-671-3428

メール：kf-chifukukeikaku@city.yokohama.lg.jp



「ちふくちゃん」イラスト一覧



①立っている(右向き)



②立っている(左向き)



③手をつなぐ



④案内する(右)



⑤案内する(左)

横浜市地域福祉保健計画

よこはましちいきふくしほけんけいかく



⑥ボードを掲げる(右)



⑦ボードを掲げる(左)



⑧考える



⑨ステッキを回す(右)



⑩ステッキを回す(左)



⑪歩く(左)



⑫読書



⑬申し訳ない



⑭お辞儀



⑮勉強



⑯びっくりした!



⑰お祭り



⑱体操



⑲ジャンプ



⑳手洗い



㉑気付く(右)



㉒気付く(左)



㉓清掃



㉔バンザイ



㉕喜ぶ



㉖YES、了解



㉗ 並んだちふくちゃん

横浜市地域福祉保健計画
よこはましちいきふくしほけんけいかく

㉘ 横浜市地域福祉保健計画
(赤茶)

横浜市地域福祉保健計画
よこはましちいきふくしほけんけいかく

㉙ 横浜市地域福祉保健計画
(白)



㉚ CHIFUKUCHAN(赤茶)



㉛ CHIFUKUCHAN(白)

鶴見区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

神奈川区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

西区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

中区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

南区



港南区



保土ヶ谷区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

旭区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

磯子区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

金沢区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

港北区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ぼんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

緑区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ぼんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

青葉区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

都筑区



基本ポーズ



1 手をつなく



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

戸塚区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

栄区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ばんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

泉区



1 テラッ、ちらりん



2 あわあわあわあわあわ



3 申し訳ない



4 YES (はい!), 了解



5 びっくりした!

瀬谷区



基本ポーズ



1 手をつなぐ



2 ぼんざいしている



3 ボード掲げている



4 気づく



5 ステッキを回す(右)



5-2 ステッキを回す(左)

① ちふくちゃん動画 15秒、30秒、60秒



② ちふくちゃん動画 40秒

